

「入社祝い金」についての社内規定

□ 総則（「入社祝い金」について）

「入社祝い金」が発生する弊社の求人内容で入社した場合に限り、入社した新入社員に対して以下の条文に従い、順次「入社祝い金」をお支払いします。

□ 第1条（支払額の変動と決定）

「入社祝い金」の金額は、弊社の採用状況に応じて変動します。求職者の方が、弊社に面接依頼をされた日の「入社祝い金」の額が、入社後の「入社祝い金」の額とし、面接依頼の過程で弊社と求職者が双方確認するものとします。

□ 第2条（支払い条件）

1（パート、アルバイトの場合）

新入社員が、就労を始めて弊社への労働が通算 20 時間を超えた時点の月の給与に加算して「入社祝い金」の二分の一を支払い、就労を始めて弊社への労働が通算 40 時間を超えた時点の月の給与に加算して「入社祝い金」の二分の一をお支払いします。

2（正社員の場合）

新入社員が、就労を始めて弊社への労働が通算 160 時間を超えた時点の月の給与に加算して「入社祝い金」の三分の一を支払い、就労を始めて弊社への労働が通算 320 時間を超えた時点の月の給与に加算して「入社祝い金」の三分の一を支払い、就労を始めて弊社への労働が通算 480 時間を超えた時点の月の給与に加算して「入社祝い金」の三分の一をお支払いします。

□ 第3条（支払いが行われない場合の条件）

前条の規定に関わらず、次項に該当する場合は「入社祝い金」のお支払いは行われません。

1（職業紹介事業者へ仲介手数料が発生する場合）

職業紹介事業者（ハローワークを含む）など、新入社員の入社にあたり仲介手数料が発生するルートで入社した場合は「入社祝い金」の支払い条件に当てはまらないものとします。

2（当社の定める期間を超えた場合）

入社後、120 日（休日を含む）を超えた時点で「入社祝い金」の残金がある場合は、弊社はその残金の支払いを行いません。